

## PT、OT、ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善 に関する実践研究事業中間報告書

### 1 研究のねらい

県南地域の指定校である青森県立七戸養護学校（以下「指定校」という。）は、主として知的障害を対象とした特別支援学校であるが、一部肢体不自由を併せ有する児童生徒が在籍している。肢体不自由の児童生徒が年々増加する傾向にあり、肢体不自由教育の専門性の向上が学校の課題として挙げられる。

外部専門家の専門分野についての研修会や授業実践及び評価への参画等をおして、教員と外部専門家それぞれがお互いの専門性について相互理解を深めながら、自立活動等の授業改善を図るために外部専門家を活用した指導方法や内容等について実践的に研究する。

### 2 研究内容

- 1) 学校における外部専門家の在り方を検討する。
- 2) 外部専門家を活用した自立活動等の指導内容や方法を検討し、授業実践を蓄積する。
- 3) 外部専門家による公開研修会を実施し、学習活動に関連した専門的な知見を得る。
- 4) 授業実践の中で、評価方法を工夫しながら授業改善を図る。
- 5) 学校、家庭、医療機関等の連携を円滑に進め、児童生徒の生活の質の向上を図る。
- 6) 外部専門家の活用を踏まえた個別の教育支援計画や個別の指導計画の効果的な活用を検討する。

### 3 評価の方法

- 1) 校内検討委員会は、研究内容の計画立案と研究経過の集約を行い、成果と課題を分析する。
- 2) 外部専門家推進会議は、校内検討委員会からの報告を検討し、次年度へ向けた助言を行う。

### 4 研究経過

## 1) 外部専門家と連携するための態勢作り

### 1. 運営組織

#### ア 外部専門家活用事業校内検討委員会

校内組織として、校長、教頭、教務主任、研修主任、学部主任、小中高各学部の対象児童生徒の学級担任代表、養護教諭、計 12 名からなる外部専門家活用事業校内検討委員会を設定した。各学部の対象児童生徒の学級担任代表で組織する運営係が校内の連絡調整を行っている。

#### イ 外部専門家推進会議

事業推進にあたり、学校から校長、教頭、外部専門家活用事業校内検討委員会代表、青森県教育委員会から指導主事、外部専門家として青森県立保健大学助手である理学療法士（以下 PT という）2 名の計 7 名からなる外部専門家推進会議を設定し、12 月に開催した。それまでも推進するために外部専門家である PT 等とは打合せをしたり、校内組織として取り組んできたりしたが、改めて外部専門家推進会議を開催し、これまでの取組と今後の方針についての話し合いをした。

### 2. 外部専門家の受入について保護者への説明

本事業の理解と協力を得るために来校する PT の紹介を含めた案内文書を配付した。また、保護者の PT への相談内容等についても把握した。

## 2) 学校における外部専門家活用の在り方の検討

外部専門家を導入するにあたり、外部専門家との連携の基本的な考え方、業務内容、連携の方法や形態について以下のとおり整備した。

### 1. 連携の基本的な考え方

外部専門家と連携し、学級担任を中心として授業の改善を進めるため、児童生徒一人一人の障害の状態や学習課題に応じる指導の充実に努める。以下の項目に従って推進する。

- A) 外部専門家と連携し、実態把握、指導法、教材教具の改善・充実に努める。
- B) 外部専門家と連携して得た情報や助言を記録し、授業改善に役立てる。そのために外部専門家とのケース会等の打合せを実施する。
- C) 外部専門家との連携について保護者の協力を得るとともに、外部専門家からの助言や情報を保護者へ必要に応じて伝達していく。

### 2. 外部専門家の業務内容

学校の授業において専門分野の知識や技術について、教員に対する指導及び助

言にかかる業務に従事する。

### 3. 連携の方法・形態

- A) 児童生徒の観察…外部専門家が児童生徒を観察し、学級担任からの相談に応えていく。
- B) 授業参観…外部専門家の視点から授業を参観する。
- C) ケース会…授業の前後に設定し、授業改善に向けた意見交換をし、助言や方針をまとめる。
- D) 研修会…教員が専門的な知識や技術について学習する。
- E) 支援会議…地域における外部専門家との連携として、地域の各施設のそれぞれの立場から支援の在り方を明確にし、個別の教育支援計画を充実させる。

### 3) 連携の実際

#### 1. 対象児童生徒の選定と実施期日の設定

対象の児童生徒は、訓練機関を利用している（1名は小学部一年生で入学前に利用し、現在は利用していない）児童生徒とした。小学部14名、中学部3名、高等部1名の計18名が対象児童生徒である。なお、訓練機関は学校からは車で1時間程離れており、日常的には通えない。

実施期日については、PTと日程調整し、基本的に一ヶ月に2回の割合で特定の曜日とした（表1）。

表1 外部専門家の来校日程

実施日		対象児童生徒	備考
平成20年	10月30日		学校見学
	11月20日	A B C D	
	11月27日	A C E F G	
	12月4日	E F G H I	
	12月11日	H I J K L	
平成21年	1月22日	M N O P	
	1月29日	O P	
	2月12日	O K J	
	2月19日	Q R	
	2月26日	Q R	
	3月4日		研修会

#### 2. 記録シートの活用

連携するためのツールとして、記録シートを作成した（図1）。項目は、「身体面の実態」、「指導上の悩みや疑問点」、「保護者からの相談等」、「PTからの助言

や改善点」、「今後の取組」である。

手順としては、まず、学級担任が対象児童生徒の「身体面の実態」、「指導上の悩みや疑問点」、「保護者からの相談等」を記入した記録シートをPTへ事前に配付する。次に、実際にPTが来校し、児童生徒を観察しながら、学級担任が指導上の悩みや疑問点等を詳細に説明し、PTがそれに直接応えていく。例えば、自立活動の時間での歩行器の配慮事項の確認や車いすでの姿勢管理についてのやりとりがあった。「保護者からの相談等」についてもその場で確認していく。その後、記録シートへ「PTからの助言や改善点」、「今後の取組」を記入するという流れである。

実施日・場所	1回目 平成 年 月 日 場所				
	2回目 平成 年 月 日 場所				
記録者					
対象児童生徒	学部	年	組	氏名	
対象児童生徒の 身体面の実態	障害名				
	体 幹				
	上 肢				
	下 肢				
	姿勢保持				
	移 動				
指導上の悩みや疑問点					
保護者からの相談等					
PTからの助言や改善点					
今後の取組について					

図 1 外部専門家活用事業 記録シート

### 3. 実際の PT の活用

平成 20 年度については、PT2 名が平成 20 年 10 月 30 日から平成 21 年 3 月 4 日の期間に 11 回来校した。初めの 1 回は、学校見学であり、最後の 11 回目は研修会である。2 回目から 10 回目は、児童生徒の観察及び学級担任への助言をいただいた。時間帯は午前 9 時 30 分から 12 時 30 分の 3 時間であり、途中から前後に日程等の打合せ及び事後指導の時間を設けた。

児童生徒の観察及び学級担任への助言の実施が 10 回あったが、1 回あたり約 4 名の実施であり、児童生徒 1 名につき 2 回の実施となった。2 回の内訳は、1 回目は児童生徒の観察及び学級担任への助言をし、2 回目にその助言を生かした状態を PT に確認していただくという流れであった。

主な PT からの助言としては、以下の項目が挙げられる。

- ・ 車いす、バギー、歩行器、座位保持いす、クッションチェア等の調整の仕方
- ・ 様々な姿勢や活動場面におけるポジショニング
- ・ 歩行、手指機能の向上のための取組
- ・ 身体各部の緊張緩和の方法
- ・ 教材教具



写真 1 歩行器の調整と歩行についての助言



写真 2 車いすの調整と姿勢管理についての助言

### 4. PT による研修会

校内の状況や対象児童生徒を理解していただいた上で、身体の動きやポジショニングについての専門研修を開催した。

## 5 成果と課題

### 1) 成果

## 1. 対象児童生徒の身体機能面の実態把握とその理解の深化

これまで指定校では、個別の指導計画で児童生徒の実態把握を行っていたが、身体機能面の実態を全身に渡って網羅して記入する様式になっておらず、記録シートを作成した時に、改めて身体機能面の実態を把握することができた。また、PT から助言をいただいたことによって、理解を深めることができた。

## 2. 教員の専門性向上

PT からの専門的な助言により、教員が授業をする際の身体機能面に関する専門的な知識や技能について理解が深まり、よりの確に指導することができるようになった。また、指導する上で根拠となる専門的な知識を得ることができたため、保護者への説明が明確にできるようになった。

## 3. 授業を改善させる基盤の構築

授業を成立させる上で重要な児童生徒の姿勢や身体の動きについて見直しをし、授業改善に向けた基盤ができた。

## 4. 児童生徒の生活の質の向上

PT からの専門的な助言を生かし、教師が学校生活で実践したり、保護者へも助言内容を伝えたりしたことによって、家庭等の生活でも実践が見られ、児童生徒の生活の質の向上が見られている。例えば、家庭にあった座位保持いすを児童に適したものにする、児童の利用しているデザイナービスの施設へ保護者がポジショニングについて伝える、といったことが見られている。

## 2) 課題

### 1. 運営組織

#### ア 外部専門家活用事業校内検討委員会

対象の児童生徒が限られているということもあり、外部専門家活用事業校内検討委員会からの選抜メンバーによって会議を開催した。学校全体として取り組むためには、定期的を開催し、実施状況を報告し、計画の見直し等をし、学校全体で共通理解する必要があった。

#### イ 外部専門家推進会議

地域の特性に応じた外部専門家との連携の在り方についても研究の目的としていたが、地域におけるネットワークの構築を見据えたメンバーを確保できなかった。

### 2. 外部専門家の人材確保

PT、OT、ST 等は、地域の病院や児童生徒の利用している施設等には勤務しているが、本来業務の多忙等から実際に学校へ来て指導していただくことが可能な外部専門家を確保するのが難しかった。

### 3. 地域の特性に応じた他機関との連携

指定校は、医療施設が併設されていないため、児童生徒は訓練を受けるために地域の病院等の施設や他の地域の肢体不自由児施設を利用している。それらの施設等の訓練の考え方と外部専門家からいただいた助言を基にした学校の授業の取組について、お互いの情報交換を密にし、共通理解を図ることが必要である。

### 4. 授業改善への取組

来校している外部専門家と授業そのものの意図や経過について打合わせる時間を充分確保できなかった。また、授業を成立させる上で重要な児童生徒の姿勢や身体の動きについて見直しはできたが、それを基盤とした授業改善については今後の課題である。

## 6 今後の展望

### 1) 運営組織

#### 1. 外部専門家活用事業校内検討委員会

事業を学校全体で共通理解しながら推進させるために、委員会を定期的を開催して取り組んでいく。

#### 2. 外部専門家推進会議

地域の特性に応じた外部専門家との連携の在り方についても研究の目的としているため、地域におけるネットワーク構築を見据えたメンバーも考えていく必要がある。

### 2) 外部専門家の人材確保

平成 21 年度も継続して現在来校している PT を活用していくと共に、定期的に来校することが難しい OT、ST 等他の分野の外部専門家や教育関係者の研修会を開催する。また、PT の領域の専門分野をさらに深めるために、来校している PT 以外を講師とした研修会も開催する。

### 3) 地域の特性に応じた他機関との連携

児童生徒が利用している施設等との連携を深めるためにはどうあればよいか、いくつかの事例を通して取り組んでいく。例えば、複数の施設を利用している一人の児童について、各施設の担当者、学級担任、保護者が集まり、学校での取組を伝えたり、地域の各施設のそれぞれの立場から支援の在り方を明確にしたりして、個

別の教育支援計画の充実と活用を図る。

また、児童生徒が利用している施設等へ学級担任が訪問し、施設の担当者へ学校の取組を伝え、学校で取り組むことができる支援等について情報を得ながら連携を深める。

#### 4) 授業改善への取組

来年度は対象児童生徒を絞って、PT 等による授業参観とケース会議を設定し、事例として取り組む。授業担当者は、来校する PT 等へ事前に授業のねらいや流れを説明する。実際に授業を見学していただき、事後に助言をいただき、指導内容や方法について検討する。一事例につき、年間 2 回実施し、授業を改善していく。また、そのために必要な授業担当者と PT 等とでやりとりするための授業改善シートを作成する。